

## こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討

### 1 評価対象事業の選定

#### (1) これまでいただいた主な意見

- ・評価対象事業に含まれない事業についても、こどもの権利の視点から行う事業評価をセルフチェックとして活用し、意識付けできないか。
- ・評価対象事業を選ぶのではなく、評価対象から外す事業を選び、外す理由を整理した方がいいのではないか。

#### (2) 評価対象事業の考え方

計画に位置付けられた個別事業のうち、一部事業をピックアップし、評価対象事業としてこどもの権利の視点から行う事業評価を行います。評価対象事業は、次の基準を元に選定することとします。

##### 【こどもの権利の視点から行う事業評価 対象事業選定基準（案）】

- ① 先進自治体において評価対象となっている事業
- ② ①以外の事業は、以下の観点から評価対象事業を選定します。
  - ・こどもの権利の理解促進を行う事業
  - ・こどもに関する相談を行う事業
  - ・インクルージョンの推進に関する事業

なお、評価対象事業に含まれない事業についても、こどもの権利の視点を意識し、事業を推進することは重要であることから、セルフチェックとしてこどもの権利の視点から行う事業評価を活用できるように、整理いたします。

また、来年度から事業評価を実施していくなかで、評価対象事業や評価項目を必要に応じて見直し、より実効性のあるものにしていきます。

評価対象事業の一覧は、資料1—2をご参照ください。

## 2 評価手法の検討

### (1) 評価項目の検討

流山市こども計画の基本理念
<p><b>①差別の禁止（差別のないこと）※子どもの権利条約第2条</b> すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>
<p><b>②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）※第3条</b> 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p>
<p><b>③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）※第6条</b> すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>
<p><b>④子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）※第12条</b> 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。 (参考) こども基本法第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p><b>⑤一人の人間としての権利の主体であることの尊重</b> 子どもの権利条約では、子どもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもが大人と同じように、一人の人間としてもつ様々な権利を認めています。</p>

基本理念の考え方をベースに評価項目を検討



## 評価項目（案）

### ①「差別のないこと」の視点

- ・ 子どもが差別的な取扱いを受けないような取組をしているか（配慮しているか）。
- ・ あらゆる子どもの参加や利用ができるような配慮しているか（ユニバーサルな視点）。

~~・ 子どもがアクセスしやすい情報発信を行っているか。~~

### ②「子どもの最善の利益」の視点

- ・ 子どもに関することが決められ、行われる時に、「子どもにとって最もよいことは何か」を考慮しているか。
- ・ 事業を行ったことにより、子どもにどのような効果（変化）があったか。また、大人や地域に効果（変化）があったか。

### ③「命を守られ成長できること」の視点

- ・ 子どもの命が守られ、成長できるような支援を行っているか。
- ・ 子どもの安心や安全が確保されるような取組をしているか。
- ・ 子どもの発達段階に応じた支援や工夫を行っているか。

### ④「子どもの意見の尊重」の視点

- ・ 子どもの意見を聴いているか。子どもの意見を考慮し、事業に反映しているか。
- ・ 保護者や子どもを取り巻く大人の意見聴いているか。保護者や子どもを取り巻く大人の意見を考慮し、事業に反映しているか。
- ・ 子どもがアクセスしやすい情報発信を行っているか。

### ⑤「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」の視点

- ・ 子どもや大人が子どもの権利を正しく理解するための取組を行っているか。（周知啓発・理解促進・研修の実施）

(2) 評価手順の検討（PDCAサイクル）

以下のような流れで令和8年度からこどもの権利の視点から行う事業評価を行います。

●令和8年度スケジュール（予定）

	審議会開催予定	市の動き
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利の視点から行う事業評価とこども・若者の意見表明・参加の手引きについて研修</li> <li>事業評価を各課照会</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価のとりまとめ</li> </ul>
7月頃	<b>こどもの権利部会</b> ・こどもの権利の視点から行う事業評価を報告・審議	<b>報告</b>
8月頃	<b>子ども・子育て会議</b> ・計画全体の事業評価を報告・審議	
9月頃	<b>フィードバック</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価に対する審議会意見を各課にフィードバック、必要に応じ事業評価内容を修正</li> </ul>
10月以降	<b>こどもの権利部会、子ども・子育て会議</b> ・修正した事業評価内容を報告、最終版として公表	<b>修正内容報告</b>